

大阪府後期高齢者医療広域連合情報公開審査会規則

〔平成 19 年 7 月 26 日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 20 号）第 39 条の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審査会の庶務は、総務企画課において行う。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。